

県南広域振興局長告示第 209 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 5 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370400459	株式会社ケア・テック水沢営業所	奥州市水沢区東大通り一丁目 8 番 1 号	奥州市水沢区中田町 4 番 38 号	平成 19 年 9 月 26 日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370400459	株式会社ケア・テック水沢営業所	奥州市水沢区東大通り一丁目 8 番 1 号	奥州市水沢区中田町 4 番 38 号	平成 19 年 9 月 26 日